

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の 整備の推進に関する計画の概要

— 令和7年3月18日閣議決定 —

船舶活用医療推進本部事務局

【概要】災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画

第1章 総則

1. 船舶を活用した医療提供に関する検討及び法施行に至る経緯

○ 過去の大規模災害を受け、議論が活発化。令和3年6月、議員立法により、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）が成立、令和6年6月に施行。

2. 本計画の性格

○ 政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について定めるもの。国の施策策定・実施の基本となる。

第2章 災害時における船舶を活用した医療提供の目指すべき在り方

1. 船舶を活用した医療提供の必要性

- 大規模災害が発生すると、医療資源の不足等により対応困難な傷病者が多数発生し、被災地の陸上の医療機能がひっ迫するものと予測。
- 自己完結的に海上で活動でき、かつ、多くの人・物の運搬が可能であるという船舶の特性をいかし、陸上の医療機能を補完することが必要。

2. 船舶を活用した医療提供の役割

<災害時の医療提供船舶の用途>

○ 例えば、以下2つを想定。このほか、被災地のニーズに柔軟に対応。

	①脱出船	②救護船
概要	船舶で必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関に搬送する。	被災地付近の港に接岸させた船舶において、一定期間、被災地の傷病者に対して救護活動を行う。
狙い	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の医療機能のひっ迫を緩和 被災地外の医療機関で十分な医療を提供 多くの傷病者を搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上の救護所と同様に、船内で救護活動を実施 発電設備等、自己完結性を有する点に優位性
対象	被災を原因とする傷病者のみならず、被災を原因としない傷病者も対象 (例) 発災以前からの入院患者	(例) 発災以前からの通院患者

<活動時期・対象となる傷病者>

- 船舶の移動や航路・港の啓開に時間を要し、活動開始時期に制約あり。海上・船内という特殊な環境で医療を行うことに伴う物理的な制約あり。
⇒ 船舶や被災地の状況等によっては、対象となる傷病者が限定。
- 可能な限り早期に、多様な傷病者に医療を提供できる体制の整備や空路・陸路等の他の手段と連携し、多くの傷病者に医療を提供することが重要。

第3章 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置

1. 船舶の確保

- 当面の間、民間の船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶を活用。
- 当該既存船舶による医療提供の実績の積み重ねや訓練の実施等を踏まえ、必要な検証を実施し、環境を整え、国等が「医療の提供の用に主として供するための船舶」を保有。

2. 医療従事者・船舶職員等の確保

- 医療従事者は、DMAT、日赤等から確保。政府の支援の下、被災都道府県の保健医療福祉調整本部が調整。
- 船舶職員は、所管庁が船舶事業者と調整を行い、確保。

3. 医薬品・医療資器材等の確保

- DMAT、日赤等が保有する医薬品・医療資器材を活用。
- 通信機器等の医療資器材以外の資器材については、所管庁が確保。

4. 運用体制の構築等

- 迅速かつ円滑な実施のため、手順やルールを定めた活動要領を策定。
- 平時から訓練を行い、関係者の連携体制の強化、人材育成を図る。

5. 多目的利用

- 被災者の避難状況や医療機関の回復状況等で、被災地のニーズも変化・多様化。物資の輸送、被災者の休憩所や要配慮者への福祉サービス提供場所としての活用等、現地のニーズに即した多目的な利用にも応える。

6. 他の船舶との連携

- 過去の災害では、自衛隊艦艇、海上保安庁船艇等、様々な船舶が、被災者の捜索、医薬品等の物資輸送等、被災地の支援活動を実施。
- 様々な船舶と連携し、一体的かつ効率的に船舶活用医療を実施。

第4章 災害時以外における船舶活用医療

第5章 本計画の見直し

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画①

第1章 総則

1. 船舶を活用した医療提供に関する検討及び法施行に至る経緯

- 過去の大規模災害（阪神淡路大震災・東日本大震災）を受け、船舶活用医療の必要性について、議論が活発化。
- 平成26年、自由民主党及び公明党による「海洋国日本の災害医療の未来を考える議員連盟」が発足し、後に「超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟」に名称変更の上で、発展・拡大。検討を加速し、議員立法を提出。
- 令和3年6月、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）が成立、令和6年6月に施行。

2. 本計画の性格

- 本計画は、法の規定に基づき、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について定めるもの。法の定める基本理念、基本方針に基づき作成。
- 国が施策を策定・実施するに当たっては、本計画に定められた内容を前提とし、関係府省が連携し、政府一体となって本計画の実施に取り組む。

基本理念（第2条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資することを旨として、行われなければならない。

国の責務（第3条）

国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有する。

基本方針（第4条）

- ① 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保
- ② 災害が発生した地域等において必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）
- ③ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員の確保
- ④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することによる人材の育成
- ⑤ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の物資の確保
- ⑥ 災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用
- ⑦ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
- ⑧ その他

整備推進計画（第6条）

政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な整備推進計画を策定しなければならない。

内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画②

第2章 災害時における船舶を活用した医療提供の目指すべき在り方

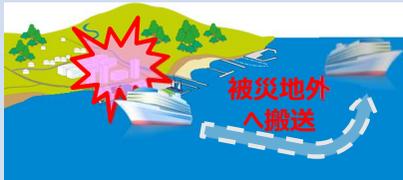
1. 船舶を活用した医療提供の必要性

- 大規模災害が発生すると、医療資源の不足等により対応困難な傷病者が多数発生し、被災地の陸上の医療機能のひっ迫が予測。
- **自己完結的**に海上で活動でき、**多くの人・物の運搬が可能**であるという船舶の特性をいかし、**陸上の医療機能を補完**することが必要。

2. 船舶を活用した医療提供の役割

<災害時の医療提供船舶の用途>

- 例えば、以下2つを想定。このほか、被災地のニーズに柔軟に対応。

	①脱出船	②救護船
概要	<p>船舶で必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関に搬送する。</p> 	<p>被災地付近の港に接岸させた船舶において、一定期間、被災地の傷病者に対して救護活動を行う。</p> 
狙い	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の医療機能のひっ迫が想定 ⇒ <u>傷病者を被災地外に搬送し、医療機能のひっ迫を緩和</u> 被災地の医療機関が被害を受け、機能の喪失・減退が想定 ⇒ <u>傷病者を被災地外に搬送し、十分な医療を提供する</u> 自動車や航空機等と比べ、<u>多くの傷病者を搬送</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地では多数の傷病者が発生する一方、医療機関にも被害 既存の医療機関のみでは対応が困難になると想定 ⇒ <u>陸上の各所に救護所が設置。同様に船内で救護活動を実施</u> <u>発電設備等、自己完結性を有する点に優位性</u>
対象	被災を原因とする傷病者のみならず、被災を原因としない傷病者も対象 (例) 発災以前からの入院患者 (例) 発災以前からの通院患者	

<活動時期・対象となる傷病者>

- 船舶の移動や航路・港の啓開に時間を要し、**活動開始時期に制約**あり。
- 海上・船内という特殊な環境で医療を行うことに伴う**物理的な制約**あり。
⇒ 船舶や被災地の状況等によっては、**対象となる傷病者が限定**されると想定。
- 他方、**可能な限り早期に、多様な傷病者に医療を提供できる体制を整備**すること、また、**空路・陸路等、様々な手段と連携し**、それぞれの特性をいかしながら、**一体となって多くの傷病者に医療を提供**することが重要。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画③

第3章 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置

1. 船舶の確保

【方針】

- 法において、災害時における「医療の提供の用に主として供するための船舶」を国、独立行政法人その他の者が保有する旨が規定。
- 当該船舶を保有するまでの当面の間においては、これを暫定的に代替する形で、民間の船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶（「民間協力船」）を活用。
- 当該既存船舶による医療提供の実績の積み重ねや訓練の実施等を踏まえ、「医療の提供の用に主として供するための船舶」の機能や当該船舶の保有の在り方等について検証を行い、国等が当該船舶を保有することとする。

【民間協力船】

- 医療を提供するために求められる積載能力、安定性、速力、航行可能性、利用可能な係留施設数、各種機能（車両甲板の有無、給水能力、食事保管機能等）等を考慮して選定。
- 医療を提供する場所として船内に一定以上の規模の空間を確保する観点から、車両甲板を有するカーフェリー型の船舶は有効。

国内で定期航路を運航している民間船舶

所管庁と民間の船舶事業者との間で、船舶を活用する際の条件等を定めた協定を締結する等の必要な措置を講じる。



防衛省がPFI契約で確保している船舶

所管庁が、防衛・警備の任務を阻害するリスクを回避することを前提に、防衛省と十分に協議・調整を行う。



(※) 所管庁：国の機関のうち、災害時における船舶を活用した医療提供に関する事業を所管する機関
(※) 画像は過去の訓練等に参加いただいた船舶のイメージであり、現時点で特定の事業者を想定しているものではない

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画④

2. 医療従事者・船舶職員等の確保

【医療従事者】

- 大規模災害時において、被災都道府県の保健医療福祉調整本部が、被災地に参集するDMAT、日赤等の保健医療活動チームの活動の総合調整を行っている。
- 陸上の医療機能との連携の観点から、民間協力船で医療活動を行う医療従事者についても、保健医療福祉調整本部がDMAT、日赤等の各種保健医療活動チームと調整し、確保する。その際、政府が、保健医療福祉調整本部を全面的に支援。



【船舶職員】

- 所管庁が、民間協力船を保有・運航する船舶事業者との間で調整を行い、確保。



3. 医薬品・医療資器材等の確保

- 民間協力船で使用する医薬品・医療資器材等は、被災地のニーズ等に合わせた柔軟な対応が可能となるよう、平時から船舶に備え付けるのではなく、船舶を被災地に派遣する際に積載して運用する。
- 医薬品・医療資器材は、保健医療活動チームが保有するものや日赤のdERU (国内型緊急対応ユニット)を活用。
- 通信機器等の医療資器材以外の資器材は、所管庁が財政的措置を講じて確保。



災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画⑤

4. 運用体制の構築等

- 大災害発生時、民間協力船による医療活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、実施の手順やルールを定めた活動要領を策定。
- 平時から訓練を行い、関係者の連携体制の強化、人材育成を図る。

5. 多目的利用

- 被災者の避難状況や医療機関の回復状況等によって、被災地のニーズも変化・多様化。生活物資の輸送、被災者の休憩所や要配慮者への福祉サービス提供場所としての活用等、現地のニーズに即した多目的な利用にも応える。

6. 他の船舶との連携

- 過去の災害では、自衛隊艦艇、海上保安庁船艇等、様々な船舶が、被災者の捜索、医薬品等の物資輸送等、被災地の支援活動を実施。様々な船舶と連携し、一体的かつ効率的に船舶活用医療を実施。

第4章 災害時以外における船舶活用医療

1. 船舶の活用による感染症対応

- 過去、離島において新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に、当該患者を船舶を用いて島外の医療機関に移送したという事例は存在。他方、過去の政府の報告書では、「感染症対応に当たり病院船のほうが陸上の医療機関より優れているという点は見いだせず、陸上において優先的に対応することが基本」である旨が記載。
- これら過去の活用例やこれまでの議論の経緯・結果も踏まえつつ、慎重に検討を進めることが必要。

2. 平時における離島等における巡回診療及び国際緊急援助活動等

- 法において、「医療の提供の用に主として供するための船舶」の平時における活用方策の具体例として、離島等における巡回診療及び国際緊急援助活動が規定。離島の港に接岸可能な船舶の規模、遠隔地で国際緊急援助活動を実施中に国内で災害が発生した場合における対応等、課題を引き続き検討する。

第5章 本計画の見直し

- 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の進展や、災害等から得られた教訓等を踏まえ、必要に応じて適宜本計画の見直しを行う。